

令和6年度第2回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月27日（月）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	9番	鈴木	透
3番	欠	番	10番	井上	昌之
4番	小林	茂	11番	中村	隆一
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員

8番 内山 昌代

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	新田	彩音

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

2番 松崎 博 4番 小林 茂

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議 案

第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第4号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会議の状況

【事務局】

おはようございます。会議前ですが、5月17日に逝去されました西山美佐江委員のご冥福をお祈りし、黙とうを捧げたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。

黙とう。

ありがとうございます。ご着席ください。

【議長】

おはようございます。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

事務局長からお話のありましたとおり、西山委員がお亡くなりになりました。非常に残念ですが、ご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは令和6年度、第2回の総会を開催したいと思います。

本日の出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第2回総会の議事録署名委員につきましては、2番松崎委員、4番小林委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることで許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での、第4条及び第5条の転用を、いずれも受理しております。

はじめに、第4条の転用について、土地の場所は、関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは、中里第1遊園地の東側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、4月22日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

先ほどご説明しました市街化区域内の農地の転用のうち、今度は、農地の権利移動を伴う転用である第5条の転用について、土地の場所は、関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは、二宮町町民センターの北側の位置にある土地で、専用住宅として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、5月8日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様の了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第3号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

川勾地区の報告について、野谷副会長、よろしくお願いします。

【委員】

No. 1からNo. 4について、報告いたします。

5月16日に借受予定者立ち合いのもと、山西・川勾地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

はじめに、No. 1及びNo. 2の対象農地の場所は、川勾の関ノ上に位置する農業振興地域の農地2筆で、面積の合計は1, 790㎡です。

続いて、No. 3及びNo. 4の対象農地の場所は、同じく川勾の関ノ上に位置する農業振興地域の農地5筆で、面積の合計は2, 131. 31㎡です。

それぞれの借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第3号について、補足説明いたします。

Ｎｏ．１からＮｏ．４については、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは、議案第３号関係資料をご覧ください。

Ｎｏ．１は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、１ページから５ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

Ｎｏ．２については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、６ページから１１ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを１２ページと１３ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定で、新規の申請となっております。

借主については、小田原市で就農しており、現在借主が耕作する小田原市内の農地については、小田原市農業委員会において発行された耕作証明により適切に耕作されていることが確認できるため、特段問題はないと思われます。

続きまして、Ｎｏ．３は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、１４ページから１８ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

Ｎｏ．４については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、１９ページから２４ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを２５ページと２６ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定で、有機栽培によって耕作することです。

借受予定者が町内で耕作する農地については、適切に耕作されていることが確認できしており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

借受予定者より、受け渡しの際に残渣などが多すぎて処分をするのに時間がかかり、新規就農するにあたりとても手間だったので、これから就農する方のためにも、もう少し手間のかからない状況で引き渡しが行われることを望みます、というような意見がありました。

【事務局】

こちらの農地につきましては、農地パトロールの結果、遊休農地となっております、

それを解消するため、二宮町遊休荒廃農地対策事業補助金を活用していただいています。

【議長】

現地を見られてどうでしたか。実際にはどういったものが残っていたのでしょうか。

【委員】

レンガや枕木、H鋼、マルチなどが残っていました。

【委員】

現地確認の際には、以前に使っていた物が残っている状況なので、それを処分しなければいけないということではなく、端に寄せておいて、使えるところを使えばよいのではないかという話を借受予定者としてしました。

畦畔部分にレンガなどが積まれています。それを取り除けば土が崩れてしまう可能性もありますので、管理についてはナイロンコードの草刈機で伸びた草を刈っていれば問題ないと思います。残渣などを処分するのは大変で、そのままにしておいて、もし何かあればある意味では地権者の責任だと思います。全て片付けなくてはいけないという義務はないと思いますので、契約の際に事務局から伝えてもらえないかという話をしました。

なお、もう一方の利用権の話もいたしますと、借受予定者は高齢ですが、地権者がトラクターで耕うんをしてくださるとのことです。

【委員】

残渣については既に処分しています。ただ、畦畔部分に壁紙のようなものが貼ってあり、崩れてくると露出してきますが、全面に貼ってありそうなので、そこはそのままにしています。現状では問題ないと思います。

【委員】

処分までしていただいたのなら、それが一番よいと思います。

【議長】

処分した量は多かったですか。

【委員】

2トンダンプ1台分ありました。

【事務局】

畦畔部分にレンガなどが積まれている件につきまして、借受予定者からは、きちんと草刈等をして管理したいというお話をいただいておりますが、草刈機の刃が欠けてしまうなどの問題がありますので、草が伸びてきたところだけ切る形で管理するということで、農業会議を通じて地権者にもお話をしております。

【委員】

借受予定者が耕作することに関しては何の問題もないと思います。

【議長】

借受予定者にもまた説明しておいてください。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「許可する」といたします。

続きまして、議案第4号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第4号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

補足説明いたします。

農業委員会が実施する最適化の推進に係る活動は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進など多岐にわたります。このような最適化活動を確実に実施し、透明性を確保するために、毎年度、前年度の最適化活動の実施状況等を取りまとめ、6月末までに公表するとともに、県を通して国へ報告することとされています。

それでは、議案第4号関係資料をご覧ください。

なお、資料の「目標」や「現状及び課題」などは、以前、皆様にご了承いただいております「令和5年度の最適化の目標数値」となりますので、今回は「実績」などを取りまとめたものになります。

はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」でございます。

1「農業委員会の現在の体制」については、現行の体制での内訳を示しております。

また、2「農家・農地等の概要」でございますが、「2020年農林業センサス」などを基にした数値となっています。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「最適化活動の実施状況」でございます。

1「最適化活動の成果目標」については、(1)「農地の集積」の「③実績」は、目標に対する達成状況は98%となりました。

「農業委員会の点検結果」としては、「貸し手と借り手のマッチングを行ったが、集積率

目標は達成できなかった。引き続き集約化に取り組み、新規集積面積の増加に取り組んでいく。」としています。

続いて（２）「遊休農地の発生防止・解消」で、３ページの「③実績」は、昨年度実施した農地パトロールの結果を基に記載しております。

アの「既存遊休農地の解消」では、緑区分の解消実績面積は０．８３ヘクタール、うち、前年度に発生した緑区分の解消は０．５２ヘクタールとなりました。

また、「④その他」のところで、１号遊休地の面積は合計で１０．２８ヘクタールとなっています。

「農業委員会の点検結果」としては、「遊休農地所有者への指導を行い、遊休農地の解消も見られた。一方で、新たな遊休農地も発生したため、中間管理機構と連携し、農地の集積化を図る必要がある。」としています。

続いて（３）「新規参入の促進」で、４ページの「③実績」は、「新規参入者の参入状況」が、１経営団体で０．０８ヘクタールとなりました。

「農業委員会の点検結果」としては、「継続して新規参入に繋がる調整を実施したことで、新規参入者が農地を借り入れることができた。引き続き、新規参入の促進及び新規参入者へのサポートを行っていく必要がある。」としています。

続いて２「最適化活動の活動目標」については、（２）「活動強化月間の設定」の「②実績」は、９月、１１月、１月に実施をしております。

続いて５ページ（３）「新規参入相談会への参加」の「②実績」は、１０月に西山委員と小林委員にご参加いただき、ワンストップ相談窓口を開催しております。

これらの結果を、規定に基づき採点した結果、「目標の達成状況の評語」としては、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」ということになりました。

続きまして、６ページのローマ数字のⅢ「事務の実施状況」でございます。

１「総会、部会の開催実績」については、臨時を含めて総会を１３回開催しました。

２「農地法第３条に基づく許可事務」は４件ありました。

３「農地転用に関する事務」では、意見を付して知事へ送付する案件はありませんでした。

４「違反転用への対応」について、「違反転用解消のために実施した活動内容」としては、「農地パトロール及び日々の巡回により違反転用の早期発見に努めることができている。なお、現状の違反転用については、情報を整理し、指導等に努めていく必要がある。」としています。

本日ご審議いただいた後、この計画を二宮町や全国農業会議所のホームページ上で公表いたします。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございます。質問・意見がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第４号、令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、「原案のとおり定め

る」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」といたします。
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会